

平成 29 年 3 月 3 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤 静男

介護保険事業計画・基本指針の検討スタート 介護保険部会

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告致します。

社会保障審議会・介護保険部会は 2 月 27 日、「第 7 期介護保険事業（支援）計画（2018～2020 年度）」の基本指針の検討に入りました。厚生労働省は、今通常国会に提出されている介護保険法等一部改正案の内容を反映させ、介護保険事業（支援）計画の基本的記載事項（必須記載事項）に自立支援や、介護・重症化予防についての具体的取り組み内容や目標を新たに盛り込むことなどを提案しました。

基本指針は、市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画を作成する際のガイドライン的役割を担うもの。第 7 期計画以降は、医療計画と策定・見直しサイクルが一緒になることから、従来以上に医療計画との整合性が求められる上、介護保険法等一部改正案の内容を両計画に盛り込むことが課題になっています。

この日の部会は、厚労省が示した基本指針の構成案をたたき台に議論を深めました。構成案は、(1) サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項、(2) 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項、(3) 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項—の三章立て。介護保険事業計画と、介護保険事業支援計画の章は、さらに計画に必ず書き込まなければならない「基本的記載事項」と「任意的記載事項」に分かれます。

具体的記載内容では、介護保険事業計画、介護保険事業支援計画とも基本的記載事項に 自立支援や重症化予防、給付費の適正化に向けた取り組み内容や、目標値を新たに盛り込むことを提案。介護保険事業計画の任意的記載事項には、人材の確保と資質の向上に関する項目を追加します。

委員からは、人材の確保と資質向上を基本的記載事項にするべきだとの意見や、介護予防や重症化予防の成果を評価するための具体的指標を 設定するべきだとの意見が相次ぎました。

厚労省は今夏までに部会で基本指針の構成案や文案の内容を詰め、法令審査等を経て秋以降に告示する方針です。都道府県と市町村では、夏ごろから介護保険事業（支援）計画に盛り込むサービスの見込み量や保険料の検討に入ります。

詳細は、厚生労働省のHPにアップされています。あわせてご覧ください。

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000153161.html>

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10
大阪市立社会福祉センター311 号室
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612